

毎週月・水・金曜日発

# 富山県報

平成31年3月1日

金曜日

第4466号

## 目次

### 告示

- 指定障害児通所支援の事業の廃止 1
- 道路の区域変更 2
- 道路の供用開始 3
- 道路と護岸との兼用工作物の管理 4
- 指定管理者の指定 5
- 県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 7

### 公告

- 応急入院指定病院の指定 11
- 開発行為の工事完了 12
- 土地改良区の役員の退任
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
- 平成31年度前期及び随時技能検定の実施 13

## 告示

### 富山県告示第72号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により公示する。

平成31年3月1日

富山県知事 石井 隆一

支援の種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	平成31年3月1日	1651900068	ハッピーライフ株式会社	高岡市戸出春日626	イェトカフェ二の丸	射水市二の丸町1-2

## 富山県告示第73号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により公示する。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

支援の種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	平成31年3月1日	1650200163	ハッピーライフ株式会社	高岡市戸出春日626	赤れんが	高岡市放生津8-1

## 富山県告示第74号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 金山古黒部線	下新川郡朝日町金山229番から 下新川郡朝日町舟川新字舟川298番3まで	変更前		最大 34.4 最小 6.5	1,013.7	新川土木センター 入善土木事務所
	下新川郡朝日町金山222番2から 下新川郡朝日町舟川新字舟川298番4まで	変更後		最大 36.0 最小 11.8	1,013.7	

国道 156号	南砺市利賀村新山字道下 17番3から	変更前	最大 115.2 最小 39.5	50.9	砺波土木 センター
	南砺市利賀村新山字道下 19番4まで	変更後	最大 132.3 最小 39.5	50.9	
国道 156号	南砺市祖山字抜ノ平3番 1から	変更前	最大 13.8 最小 8.8	91.7	砺波土木 センター
	南砺市祖山字抜ノ平2番 7まで	変更後	最大 68.9 最小 8.8	91.7	

## 富山県告示第75号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
国道 156号	南砺市利賀村新山字道下17番3から 南砺市利賀村新山字道下19番4まで	平成31年3月1日	砺波土木 センター
国道 156号	南砺市祖山字抜ノ平3番1から 南砺市祖山字抜ノ平2番7まで	平成31年3月1日	砺波土木 センター

**富山県告示第76号**

道路と護岸との兼用工作物の管理について

道路法（昭和27年法律第 180号）第20条第 1 項の規定により次のとおり道路と護岸との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 6 項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部道路課及び富山県新川土木センター入善土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成31年 3 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 道路の種類及び路線名**

県道 境宮崎線

**2 道路の位置**

下新川郡朝日町境字東地地先から下新川郡朝日町境字大谷地先まで

**3 他の工作物の管理を行う者の氏名及び住所**

氏名 海岸管理者 富山県知事

住所 富山市新総曲輪 1 番 7 号

**4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容**

(1) 道路専用施設（路面、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕

(2) 原則として(1)に係る部分の災害復旧

**5 管理の期間**

平成31年 3 月 1 日から当該施設の存続する日まで

**富山県告示第77号**

道路と護岸との兼用工作物の管理について

道路法（昭和27年法律第 180号）第20条第 1 項の規定により次のとおり道路と護岸との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 6 項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部道路課及び富山県新川土木センター入善土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 道路の種類及び路線名

県道 入善朝日線

2 道路の位置

下新川郡朝日町泊地先から下新川郡朝日町横尾地先まで

3 他の工作物の管理を行う者の氏名及び住所

氏名 海岸管理者 富山県知事

住所 富山市新総曲輪1番7号

4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

(1) 道路専用施設（路面、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕

(2) 原則として(1)に係る部分の災害復旧

5 管理の期間

平成31年3月1日から当該施設の存続する日まで

## 富山県告示第78号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県教育文化会館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

**富山県告示第79号**

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県高岡文化ホール

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

**富山県告示第80号**

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県新川文化ホール

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

### 富山県告示第81号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県利賀芸術公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

### 富山県告示第82号

県営土地改進黨業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営釜谷池地区土地改進黨業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

---

県営釜谷池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成31年3月1日から

平成31年4月1日まで

3 縦覧の場所

立山町役場

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第83号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営愛本新用水地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営愛本新用水地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成31年3月1日から

平成31年4月1日まで

## 3 縦覧の場所

黒部市役所

入善町役場

### 教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

### 富山県告示第84号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営高熊地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 縦覧に供すべき書類

県営高熊地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成31年3月1日から

平成31年4月1日まで

## 3 縦覧の場所

富山市役所

### 教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

## 富山県告示第85号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営地ヶ越溜池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 縦覧に供すべき書類

県営地ヶ越溜池地区土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

平成31年3月1日から

平成31年4月1日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**応急入院指定病院の指定**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項に規定する精神科病院として次のとおり指定した。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 精神科病院名 医療法人社団和敬会谷野呉山病院
- 2 所在地 富山市北代5200番地
- 3 指定期間 平成31年3月1日から平成34年2月28日まで

**開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市戸破字後宝1219番及び1220番			射水市戸破3523番地	伊勢住建株式会社
射水市橋下条1407番1、1408番2及び1408番3			射水市三ヶ2704番地1ルーチェ105	瀬戸口 雄大 瀬戸口 奈緒

**土地改良区の役員の退任**

鷹栖口用水土地改良区の役員であった次の者が平成30年12月18日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
監 事	大 嶋 宗 敬	砺波市五郎丸1248番地

**特定非営利活動法人の設立認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成31年2月12日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人黒部アクアアスリート
- 3 代表者の氏名  
中島 昌之
- 4 主たる事務所の所在地  
富山県黒部市三日市992番地14
- 5 定款に記載された目的

この法人は、すべての人に対して、陸上競技を主としたスポーツ活動推進支援に関する事業を行い、スポーツ全般の運動機能と体力向上を図り、生涯にわたって健康でスポーツを楽しめる環境を整えることを目的とする。

## 平成31年度前期及び随時技能検定の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成31年度前期及び随時技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公示する。

平成31年3月1日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 実施時期、等級の区分及び実施職種

#### (1) 前期実施

##### ア 1級及び2級

1級及び2級の検定職種のうち前期（平成31年4月1日から同年9月30日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし

鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業
金属熱処理	一般熱処理作業法、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業法及び高周波・炎熱処理作業法	一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法、研削盤加工法及びマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業及びマシニングセンタ作業
放電加工	数値制御形彫り放電加工法及びワイヤ放電加工法	数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金施工法及びダクト板金施工法	内外装板金作業及びダクト板金作業
めつき	電気めつき作業法	電気めつき作業
仕上げ	治工具仕上げ法、金型仕上げ法及び機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業
ダイカスト	なし	コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	変圧器組立て法及び配電盤・制御盤組立て法	変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業
建設機械整備	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作法	婦人子供注文服製作作業
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業

印刷	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
石材施工	石張り施工法	石張り作業
とび	なし	なし
左官	なし	なし
築炉	なし	なし
ブロック建築	なし	なし
タイル張り	なし	なし
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水施工法、アクリルゴム系塗膜防水施工法、シーリング防水施工法、改質アスファルトシート常温粘着工法防水施工法及びFRP防水施工法	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法及び化粧フィルム施工法	プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業
熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業
サッシ施工	なし	なし
化学分析	なし	なし
表装	壁装施工法	壁装作業
塗装	建築塗装法、金属塗装法及び噴霧塗装法	建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

## イ 3 級

3 級の検定職種のうち前期に実施するもの（（2）のAに掲げるものは除く。）は、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、そ

れぞれ表中の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
園芸装飾	なし	なし
造園	なし	なし
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
建築大工	なし	なし
左官	なし	なし
化学分析	なし	なし
フラワー装飾	なし	なし

#### ウ 単一等級

単一等級の検定職種のうち前期に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
枠組壁建築	なし	なし
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカース施工法及び加熱ペイントマシンマーカース施工法	溶融ペイントハンドマーカース作業及び加熱ペイントマシンマーカース作業
産業洗浄	高压洗浄法	高压洗浄作業

#### (2) 随時実施

##### ア 2 級

2 級の検定職種のうち前期又は後期（平成31年10月1日から平成32年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の期間にかかわらず随時実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該職種ごとに実施する学科試験又は

実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工法及びロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法及び非鉄金属鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造法及びプレス型鍛造法	ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金施工法及びダクト板金施工法	内外装板金作業及びダクト板金作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めつき	電気めつき作業法	電気めつき作業
アルミニウム陽極酸化処理	なし	なし
仕上げ	治工具仕上げ法、金型仕上げ法及び機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
ダイカスト	なし	ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て	配電盤・制御盤組立て作

	法	業
プリント配線板製造	プリント配線板設計法 及びプリント配線板製造法	プリント配線板設計作業 及びプリント配線板製造 作業
冷凍空気調和機器 施工	なし	なし
染色	織物・ニット浸染加工 法	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	丸編みニット製造法及 び靴下製造法	丸編みニット製造作業及 び靴下製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服製造法	紳士既製服製造作業
寝具製作	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
紙器・段ボール箱 製造	印刷箱製造法、貼箱製 造法及び段ボール箱製 造法	印刷箱打抜き作業、印刷 箱製箱作業、貼箱製造作 業及び段ボール箱製造作 業
印刷	なし	なし
製本	なし	なし
プラスチック成形	圧縮成形法、射出成形 法及びブロー成形法	圧縮成形作業、射出成形 作業及びブロー成形作業
強化プラスチック 成形	積層成形法	手積み積層成形作業
石材施工	石材加工法及び石張り 施工法	石材加工作業及び石張り 作業
パン製造	なし	なし
ハム・ソーセー ジ・ベーコン製造	なし	なし
水産練り製品製造	なし	なし

建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし
配管	建築配管施工法及びプラ ラント配管施工法	建築配管作業及びプラン ト配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送 施工	なし	なし
防水施工	シーリング防水施工法	シーリング防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上 げ施工法、カーペット 系床仕上げ施工法、鋼 製下地施工法、ボード 仕上げ施工法及びカー テン施工法	プラスチック系床仕上げ 工事作業、カーペット系 床仕上げ工事作業、鋼製 下地工事作業、ボード仕 上げ工事作業及びカーテ ン工事作業
熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業
サッシ施工	なし	なし
ウェルポイント施 工	なし	なし
表装	壁装施工法	壁装作業
塗装	建築塗装法、金属塗装 法、鋼橋塗装法及び噴 霧塗装法	建築塗装作業、金属塗装 作業、鋼橋塗装作業及び 噴霧塗装作業
工業包装	なし	なし
備考 この表の左欄に掲げる検定職種の試験については、当該検定職種に係る3級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。		

## イ 3級

3級の検定職種のうち前期又は後期（平成31年10月1日から平成32年3月

31日までの期間をいう。以下同じ。)の期間にかかわらず随時実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工法及びロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業法及び非鉄金属鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業
鍛造	ハンマ型鍛造法及びプレス型鍛造法	ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	なし	なし
建築板金	内外装板金施工法及びダクト板金施工法	内外装板金作業及びダクト板金作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めつき	電気めつき作業法	電気めつき作業
アルミニウム陽極酸化処理	なし	なし
仕上げ	治工具仕上げ法、金型仕上げ法及び機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
ダイカスト	なし	ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業

電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て 法	配電盤・制御盤組立て作 業
プリント配線板製 造	プリント配線板設計法 及びプリント配線板製 造法	プリント配線板設計作業 及びプリント配線板製造 作業
冷凍空気調和機器 施工	なし	なし
染色	織物・ニット浸染加工 法	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	丸編みニット製造法及 び靴下製造法	丸編みニット製造作業及 び靴下製造作業
婦人子供服製造	なし	なし
紳士服製造	なし	なし
寝具製作	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし
家具製作	なし	なし
建具製作	なし	なし
紙器・段ボール箱 製造	印刷箱製造法、貼箱製 造法及び段ボール箱製 造法	印刷箱打抜き作業、印刷 箱製箱作業、貼箱製造作 業及び段ボール箱製造作 業
印刷	なし	なし
製本	なし	なし
プラスチック成形	圧縮成形法、射出成形 法及びブロー成形法	圧縮成形作業、射出成形 作業及びブロー成形作業
強化プラスチック 成形	なし	なし
石材施工	石材加工法及び石張り 施工法	石材加工作業及び石張り 作業
パン製造	なし	なし
ハム・ソーセー ジ・ベーコン製造	なし	なし

水産練り製品製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし
配管	建築配管施工法及びプラ ラント配管施工法	建築配管作業及びプラン ト配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	なし
コンクリート圧送 施工	なし	なし
防水施工	なし	なし
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上 げ施工法、カーペット 系床仕上げ施工法、鋼 製下地施工法、ボード 仕上げ施工法及びカー テン施工法	プラスチック系床仕上げ 工事作業、カーペット系 床仕上げ工事作業、鋼製 下地工事作業、ボード仕 上げ工事作業及びカーテ ン工事作業
熱絶縁施工	なし	なし
サッシ施工	なし	なし
ウェルポイント施 工	なし	なし
表装	なし	なし
塗装	建築塗装法、金属塗装 法、鋼橋塗装法及び噴 霧塗装法	建築塗装作業、金属塗装作 業、鋼橋塗装作業及び噴霧 塗装作業
工業包装	なし	なし
備考 この表の左欄に掲げる検定職種の試験については、当該検定職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第		

一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「旧規則」という。）第六十一条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

## ウ 基礎級

基礎級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらず 随時実施するものは、さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装とする。なお、これらの試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号） 第二条第一項に規定する技能実習生及び同法附則第三条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等に限り受けることができるものとする。

## 2 試験の方法

実技試験及び学科試験とする。

## 3 実施期日及び実施場所

### (1) 実施期日

#### ア 前期実施

実技試験 平成31年6月7日（金）から同年8月11日（日）までの間において指定する日（ただし、同年7月14日（日）に学科試験を実施する職種に限る。）

平成31年6月7日（金）から同年9月10日（火）までの間にお

いて指定する日（ただし、同年7月14日（日）に学科試験を実施する職種を除く。）

学科試験 平成31年7月14日（日）、同年8月25日（日）、同年9月1日（日）及び同月8日（日）のうち指定する日

#### イ 随時実施

富山県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に通知する。

#### (2) 実施場所

富山県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に通知する。

### 4 受検手続

#### (1) 前期実施

技能検定受検申請書を平成31年4月3日（水）から同月16日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）に富山県職業能力開発協会（富山市安住町7番18号）に提出すること。

#### (2) 随時実施

技能検定受検申請書を原則として技能検定試験の受検を希望する時期の30日前までに富山県職業能力開発協会に提出すること。

### 5 その他

詳細については、富山県職業能力開発協会（電話076-432-9887）又は富山県商工労働部労働政策課（電話076-444-8897）に問い合わせること。